

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全従業員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 ■従業員全体の残業時間（1月あたりの平均）を10時間以下とする

〈実施時期・取組内容〉

2022年4月～ 法定外労働時間の実態観測開始（毎月ベース）

2023年4月～ 段階的目標を設定

2024年4月～ 目標未達成分野について対策検討

2025年4月～ 安定的に目標時間数を達成する

目標2 ■管理職に占める女性の人数を1名以上とする

〈実施時期・取組内容〉

継続実施 社内・社外研修の実施を行い、スキルアップの機会やキャリアアップを
考える場を提供する。

2022年4月～ 男女公正な昇進基準となっているか検証・見直しを行う

2022年10月～ 管理職候補となる男女労働者に対して管理職育成研修を実施する